

令和4年度 神奈川県美しい環境づくり推進協議会次第

日 時 令和5年1月27日（金）
14時00分～16時00分

場 所 一般財団法人シルクセンター
国際貿易観光会館地下1階
中会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 美化活動の推進及び不法投棄対策の取組について
- 4 かながわプラごみゼロ宣言の関連事業について
- 5 神奈川県美しい環境づくり推進協議会の今後の在り方の検討状況について
- 6 その他
- 7 閉会

【配付資料】

- P1 資料1 美化活動の推進及び不法投棄対策の取組について
- P7 資料2 かながわプラごみゼロ宣言の関連事業について
- P9 資料3 神奈川県美しい環境づくり推進協議会の今後の在り方の検討状況について
- P11 参考資料1 かながわクリーン運動実施要領、略年表
- P15 参考資料2 LINE 公式アカウント「かながわプラごみゼロ情報」（記者発表資料）
- P17 参考資料3 神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例の一部を改正する条例の概要
- P19 参考資料4 環境保全・自然保護・美化運動推進・環境整備功労者表彰（記者発表資料）
- P21 参考資料5 かながわクリーンアクティブ・オンラインフォーラム概要
- P23 参考資料6 神奈川県内における不法投棄箇所・投棄量（全県域）
- P25 参考資料7 神奈川県ワンウェイプラ削減オンラインフォーラム概要
- P27 参考資料8 ペットボトルの水平リサイクルに対応可能な産業廃棄物処理業者（記者発表資料）
- P29 参考資料9 プラスチックごみの削減に向けた啓発を、県内イオン・イオンスタイルの店舗で実施（記者発表資料）
- P33 参考資料10 神奈川県美しい環境づくり推進協議会の今後の在り方について（令和元年度協議会資料）
- P35 参考資料11 神奈川県美しい環境づくり推進協議会 構成入替えイメージ（令和3年度協議会資料）

美化活動の推進及び不法投棄対策の取組みについて

美化活動の推進及び不法投棄対策の取組みについて報告する。
 なお、本年度の事業が継続中のものについては、次年度に報告する。

1 美化活動の推進について

(1) かながわクリーン運動（参考資料 1）

本県では、環境美化について、より多くの方々に関心を持ち、実践いただけるよう、「さわやかな かながわ」をテーマに、県内各地で「かながわクリーン運動」を展開し、道路、公園、海岸、河川等での清掃活動や美化PR活動について、県民、企業等及び市町村と一体となって取組みを進めている。

(2) かながわクリーン運動関連のクリーンキャンペーン

かながわクリーン運動関連の美化活動のうち、例年、川・海・山で行われている大規模なクリーンキャンペーンについて、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から事業中止又は規模縮小の上での実施となり、実績は次のとおりであった。

	項目	実績
川	桂川・相模川クリーンキャンペーン (桂川・相模川流域協議会)	時期：通年 参加人数：3,053人 回収量：約0.5トン
海	ビーチクリーンアップかながわ (かながわ海岸美化財団)	時期：5～6月 参加人数：488人 回収量：約0.5トン
海	国際海岸クリーンアップ (かながわ海岸美化財団)	事業実施せず
山	丹沢大山クリーンキャンペーン (丹沢大山クリーンピア21)	時期：10～11月 参加人数：1,136人 回収量：約1.56トン

(3) LINE公式アカウントの開設及び情報配信（参考資料 2）

クリーン運動を始めとしたプラごみゼロの取組みへの参加者を拡大していくため、LINE公式アカウント「かながわプラごみゼロ情報」を令和4年3月30日に開設し、クリーン運動のイベント情報等の収集・発信を開始した。

(4) 神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例の改正（参考資料 3）

世界的にプラスチックごみによる海洋汚染が深刻になっていること等を踏まえ、プラスチックに係る資源循環をより一層推進するため、令和4年7月29日に「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」を改正し、名称を「神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」に改め、事業者の、事業所の周辺や事業活動を行う地域における清掃活動の推進及び協力の努力義務、県民の、地域の清掃活動への協力の努力義務等を追加した。

(5) 知事表彰の実施（参考資料4）

次の表彰を令和4年度に実施した。

- ◇ 神奈川県美化運動推進功労者表彰：29件（個人14名、団体15者）
- ◇ 神奈川県環境整備功労者表彰：34件（個人34名）

(6) かながわクリーンアクティブ・オンラインフォーラムの開催（参考資料5）

地域に根付いたクリーン活動の輪を広げていくため、令和5年1月31日（火）に標記フォーラムを今年度初めてオンラインで開催し、河川、海岸、山や街中の清掃活動に多くの県民や企業が参加する仕組みづくりを進める。

フォーラムでは、海岸、河川、街中でクリーン活動を行っている団体の取組紹介とパネルディスカッションにより、各地域でのクリーン活動の様子や課題、企業等や私たち一人ひとりが環境美化についてできることを紹介する。

2 不法投棄対策について

本県の不法投棄箇所・投棄量及び残存量については、参考資料6のとおりである。
この現状の中で、本県の取組みについて、次のとおり報告する。

(1) 監視活動の実施状況

ア 監視パトロールの実績（令和3年度）

項目	場所	実績
市町村との合同パトロール	全域（政令市内を除く）	28回 (※)
非常勤監視職パトロール	全域（政令市内を除く）	298回
スカイパトロール (詳細は(1)イにて別記)	相模川、中津川、金目川、水無川、酒匂川	(検索活動) 138回 (広報活動) 86回
委託業者によるパトロール	全域（政令市内を除く、夜間に実施） 林道 河川（相模川、中津川）	52回 158回 40回
河川のパトロール	河川	1,932回
合計		2,732回

※ 四半期ごとに一度、各市町村と連携して実施しているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、実施可能と判断した市町村のみでの実施となった。

イ スカイパトロールについて

令和2年度から週1回程度の頻度で、ドローンを用いたスカイパトロールを中津川、相模川、金目川、水無川及び酒匂川流域において実施している。

発見したごみの場所等については、市町村による回収やクリーン活動につながるよう、河川管理者や地元自治体等に情報提供している。

また、令和3年7月からは新たにスピーカー付きのドローンを導入し、河川及び海岸利用者に対して、ごみの持ち帰りの呼びかけを行っている。

この活動は、主に行楽やBBQなどで利用者が多くなる夏から秋にかけて、土日祝日も含めて実施している。

<資源循環推進課所有のドローン>



(スピーカー付き)

ウ その他の監視活動の実績（令和3年度）

項目	実績
不法投棄監視カメラによる監視	11箇所
「神奈川県不法投棄及び不適正保管の情報提供に関する協定」に基づく民間団体との連携、協力による監視（※）	随時

※ 神奈川県不法投棄及び不適正保管の情報提供に関する協定について

本県は、民間9団体と「神奈川県不法投棄及び不適正保管の情報提供に関する協定」を締結しており、各団体の会員が業務中に廃棄物の不法投棄や不適正保管を発見した場合に、本県や政令市へ情報提供することとしている。

令和2年度及び3年度に、計約2万7千枚の不法投棄防止啓発ステッカーを協定締結9団体へ配付し、車両やオフィス等に掲示するよう依頼した。

<協定締結9団体>

- ・ 一般社団法人神奈川県建設業協会
- ・ 一般社団法人神奈川県タクシー協会
- ・ 神奈川県森林組合連合会
- ・ 公益社団法人神奈川県産業資源循環協会
- ・ 東京電力パワーグリッド株式会社 神奈川総支社
- ・ 日本郵便株式会社 南関東支社
- ・ 一般社団法人神奈川県建物解体業協会
- ・ 一般社団法人全国木造建設事業協会
- ・ 一般社団法人日本木造住宅産業協会 神奈川支部

<ステッカーのデザイン>



サイズは縦95mm×横177mm

(2) 不法投棄物・散乱ごみの撤去

本県が令和3年度に実施した主な不法投棄物の撤去実績及び、かながわ海岸美化財団が実施した清掃活動によるごみの回収量は次のとおりであった。

項目	実績
県各管理者が管理地内（林道、海岸、河川、道路）の不法投棄物を撤去	① 放置車両等の回収量 河川：自動車6台、バイク7台 自転車2台 ② 散乱ごみ等の撤去量 林道：約3.5t、河川：1,083m ³ 、 海岸：延べ32箇所を実施
民有地等における不法投棄物の撤去	箇所数：1箇所、撤去量：3.54t
相模湖、津久井湖、丹沢湖、奥相模湖等ダムにおける流芥浮遊ごみ等の除去	回収量：2,197.7m ³
かながわ海岸美化財団による海岸・河口（境川、引地川、金目川、酒匂川の各河口部）及び砂防林等の清掃	海岸清掃ごみ等回収量：約1,838 t

(3) 主な広域的取組

本県が令和3年度に他の自治体と連携して取り組んだ事業は次のとおりであった。

項目	実績
産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（産廃スクラム）（※）	産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査（東名高速：横浜町田IC） 雨天中止 【参考 平成30年度（直近で実施した年度）】 実施日：10月12日 調査車両：44台、うち指導車両：3台
山梨県・静岡県・神奈川県富士箱根伊豆地域不法投棄防止連絡会議	情報共有のため書面会議を開催 例年実施している次の事業は中止 ・3県合同不法投棄防止一斉パトロール ・3県合同不法投棄防止キャンペーン

※ 関東甲信越・福島静岡地区の都県・政令市が、相互の情報交換、連携、協力体制を確保するために設置された協議会

かながわプラごみゼロ宣言の関連事業について

1 かながわプラごみゼロ宣言

プラスチックによる海洋汚染が世界規模で大きな社会問題となっている中、平成30年夏、鎌倉市由比ガ浜でシロナガスクジラの赤ちゃんが打ち上げられ、胃の中からプラスチックごみが発見された。

SDGs 未来都市である神奈川県は、これを「クジラからのメッセージ」として受け止め、平成30年9月に「かながわプラごみゼロ宣言」を発表し、2030年までのできるだけ早期に、リサイクルされない、廃棄されるプラごみゼロを目指すこととした。



2 かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラムの関連事業について

「かながわプラごみゼロ宣言」の目的の達成に向け、令和2年3月に「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」を制定し、3つの推進方策と具体的な取組みを策定した。

以下、推進方策ごとに、取組みについて報告する。

また、令和4年3月に開設したLINE公式アカウント「かながわプラごみゼロ情報」において、取組みを発信している。

(1) ワンウェイプラの削減

レジ袋やプラスチック製ストローなどのワンウェイプラスチックの使用量の削減、紙などの代替製品の利用、生分解性プラスチックへの転換を推進する。

令和5年1月には「神奈川県ワンウェイプラ削減オンラインフォーラム」を開催し、様々な企業のワンウェイプラスチック削減の取組や大学生の活動の発表、参加者も含めた意見交換等を行う。(参考資料7)

(2) プラごみの再生利用の推進

県民に特に身近なプラスチックである飲料用ペットボトルが資源として確実に回収され、再生利用されるよう、令和2年3月に清涼飲料製造事業者、廃棄物処理業者等で構成する「かながわペットボトルモデル事業推進コンソーシアム」を発足し、連携して取組みを進めている。

令和3年度には、このコンソーシアムのモデル事業として、厚木市及び寒川町とも連携し、小田急電鉄株式会社及び河西工業株式会社と協働で、県内2か所でペットボトル回収に関する実証実験を行った。

また、令和4年度に、県内の排出事業者が産業廃棄物として排出するペットボトルをペットボトル原料に水平リサイクルしてもらいたい場合に、対応可能な処理業者の情報をホームページに掲載した。(参考資料8)

<モデル事業により小田急線本厚木駅に設置した回収ボックス>



(3) クリーン活動の拡大等

資料1で報告したとおり。

3 かながわプラごみゼロ宣言賛同企業等

かながわプラごみゼロ宣言の趣旨に賛同し、ともに取組を進めていただける企業等を募集しており、令和4年12月末現在で約2,100者に賛同いただいている。

令和4年6月の環境月間では、県と「連携と協力に関する包括提携協定」を締結しているイオン株式会社との取組の一環として、かながわプラごみゼロ宣言賛同企業にもご登録をいただいているイオンリテール株式会社南関東カンパニーと協力して、県内イオン・イオンスタイルの店舗にてプラスチックごみの削減に向けた啓発を実施した。(参考資料9)

4 プラスチック資源循環推進等計画の策定

令和2年3月に制定した「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」の計画期間は令和4年度までとなっている。

そのため、現行のアクションプログラムに代わる、令和5年度以降の5年間の「プラスチック資源循環推進等計画」の策定作業を進めている。

この計画は、資料1にも記載した、令和4年7月29日に改正した「神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」において、県が定めなければならないものと規定している。

神奈川県美しい環境づくり推進協議会の今後の在り方の 検討状況について

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課

1 令和元年度に発議した本協議会の今後の在り方について（参考資料10）

令和元年度に発議した本協議会の今後の在り方の検討の要点は次のとおりである。

- ・ 現在、当課では、個別のテーマごとに様々な会議体を設置しているが、個々の会議体の関係性は必ずしも明確になっていない状況である。
- ・ そのため、関係性を整理しつつ、現在の「3R推進会議」を「神奈川県循環型社会づくり計画」の推進母体とする会議体に改組し、本協議会は、その計画における個別重点テーマ（不法投棄を許さない地域環境づくり、海岸美化等の推進等）を所掌する会議体として位置付けていきたい。
- ・ 改組に当たっては、本協議会の構成委員である公募委員及び神奈川県議会議員の方を「3R推進会議」を改組した会議体の構成員とする方向で検討していきたい。

2 令和3年度の協議会で報告した検討状況について

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、「神奈川県循環型社会づくり計画」の全面改訂は当初の予定から2年間延期し、令和5年度に行う予定となったため、「3R推進会議」の改組も令和5年度の全面改訂に合わせて検討を進めていくべきである。
- ・ そのため、他の会議体との関係性を整理しながら本協議会を改組することについては、令和5年度末を目途として検討していくこととする。
- ・ 一方で、令和2年3月に制定した「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」において、本協議会を「クリーン活動の拡大等」に関して「企業・団体や市町村と推進方策を検討する。」協議会と位置付けているため、現在の委員の任期（令和5年5月末）が満了した後に、「クリーン活動の拡大等」を推進していくために一部構成の入替えを行うこととする。（構成の入替え案については、参考資料11のとおり。）

3 令和4年度の検討状況について

- ・ 令和3年度に報告した構成の入れ替え案に基づき、委員の推薦を依頼する団体を検討し、順次個別に接触をしている状況である。
- ・ 現在、NPO法人海の森・山の森事務局、さむかわエコネット及びNPO法人海さくらから委員の推薦について内諾いただいた。
- ・ NPO法人海の森・山の森事務局は、横浜市内の大岡川での清掃活動、神奈川県の海岸線 435km を踏破しながらのビーチクリーン、城ヶ島や茅ヶ崎沖の海底清掃、小学校での環境出前講座など幅広く活動している団体である。
- ・ さむかわエコネットは、寒川町内の目久尻川及び小出川での清掃活動を定期的に実施している団体である。
- ・ NPO法人海さくらは、藤沢市片瀬海岸でのビーチクリーンや、プロスポーツチームと連携した試合会場周辺での清掃活動等を実施している団体である。
- ・ 今後は山や街中でのクリーン活動実施団体や、クリーン活動を実施しているかながわプラごみゼロ宣言賛同企業等などから選定していく。

令和4年度「かながわクリーン運動」実施要領

1 趣旨

「さわやかな かながわ」をテーマに、県民一人ひとりの積極的な実践と相互の協力により、美しく清潔で住みよい県土づくりを行う。

県、市町村、関係団体は、県民運動として盛り上げ、輪を広げていくために、支援、協力を行うとともに、それぞれの立場で県土の美化を推進する。

2 実施方針

名称： 「かながわクリーン運動」

テーマ： 「さわやかな かながわ」

期間： 年間を通して実施する。

※ 例年、強調期間（強調日）を設定しているが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、「かながわクリーン運動」としては定めないこととする。

一方で、国及び本県において、次の期間を設定している又は設定する予定があることを申し添えるので、実施時期の参考としていただきたい。

【国】

- ・ 環境の日（6月5日）
- ・ 春の海ごみゼロウィーク（5月28日～6月12日）
- ・ 秋の海ごみゼロウィーク（9月17日～9月25日）

【県】

- ・ かながわ環境月間（予定：6月1日～6月30日）
- ・ 不法投棄撲滅強化月間（予定：11月1日～11月30日）

また、地域ごとに、その実情に応じた判断により強調期間を設定することについては、差し支えないものとする。

主 唱： 神奈川県

実施主体： 県民、関係団体、市町村、神奈川県

留意事項： 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策（対人距離を確保し3密を避ける、マスクや手袋を着用する、消毒設備の設置等）に配慮すること。

そ の 他： 「かながわクリーン運動」に関する取りまとめ等の事務は、神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課が行う。

また、令和4年度から、神奈川県資源循環推進課は、令和4年3月に開設したLINE公式アカウント「かながわプラごみゼロ情報」において、各実施主体の取組みに関する広報を行う。

3 実施内容

実施主体は、それぞれの立場で次のような活動を推進する。

- (1) 美化活動の実践
 - ア 公園・道路・港湾等の美化活動
 - イ 海洋・海岸・河川・山岳等の美化活動
 - ウ 個人や団体の美化活動への支援
 - エ 美化活動功労者の表彰

- (2) 美化活動・不法投棄防止の普及・啓発等
 - ア ポスター等による啓発
(テレビ、ラジオ、ホームページ、新聞、広報紙、ちらし、看板、横断幕、
電車・バス・駅構内・街頭・海岸・キャンプ場での放送等)
 - イ 環境美化教育の推進
 - ウ 不法投棄監視パトロール等の実施
 - エ 「かながわプラごみゼロ宣言」に関する取組

- (3) ごみの減量化・再資源化の実践

- (4) その他、かながわクリーン運動に関連すると考えられる活動

かながわクリーン運動略年表

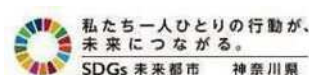
運動の沿革		関連事業	
年度	内容	年度	内容
昭和37年	県美化運動推進本部設置 市町村美化運動推進本部設置	昭和37年	美化運動功労者表彰開始
		43年	美化パトロール事業開始(49年まで)
		47年	廃棄物不法投棄対策事業開始
52年	かながわクリーン&グリーン 作戦本部の設置	50年	国立公園清掃活動補助事業開始
		53年	自然公園ゴミ持ち帰り運動事業開始 環境美化推進事業市町村補助 (市町村に対する補助は37年から実施)
56年	県美化運動推進協議会の設置 (県美化運動推進本部廃止)	54年	統一美化キャンペーン開始
58年	県民部から環境部へ事務移管	55年	関東10都県による空き缶等問題の研究開始
59年	かながわクリーン&グリーン 運動連絡会議の設置(かながわ クリーン&グリーン作戦本部 廃止)	57年	関東10都県統一美化キャンペーン開始
62年	かながわクリーン&グリーン運動 発展的解消、かながわクリーン 運動として美化運動を実施	59年	関東10都県統一ポスター・標語コンテスト 開始 ローカルデポジット実験開始(61年まで) 関東10都県による空き缶等環境美化推進連 絡協議会発足
		62年	空き缶等散乱防止対策全国交流会開催
		63年	海岸美化対策県市町連絡会議設置 ごみゼロ海辺運動開始(平成2年まで) 除塵機研究開発調査事業 海藻処理技術研究開発事業(平成元年まで)
		平成2年	サーフ'90「海岸美化キャンペーン」事業
		3年	「財団法人かながわ海岸美化財団」設立 「かながわクリーン運動」30周年「クリーンフェア かながわ」開催
		4年	河川美化モデル事業
		8年	かながわ不法投棄撲滅キャンペーンの実施
平成9年	美しい環境づくり推進協議会の設置 (県美化運動推進協議会を改組)	9年	不法投棄・散乱ごみ総合対策の開始
		13年	不法投棄監視カメラ設置事業の開始(3台)
		16年	不法投棄非常勤監視職(県警0B)の設置
20年	協議会の下部組織として ・美化つとかながわ推進会議の設置 ・不法投棄対策推進会議の設置(不法投 棄対策専門委員会を改組)	19年	神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例の施行 不法投棄監視専用車両(5台)の配置
23年	美化つとかながわ推進会議及び不法投棄 対策推進会議の解散	21年	廃棄物・運送・建設業界と「神奈川県不法投棄の情報 提供に関する協定」の締結
		23年	神奈川県循環型社会づくり計画の策定 (計画期間H24～H33、事業期間H24～H28)
		25～26年	海岸・河川でのごみの持ち帰り呼びかけの開始
		28年	鉄道広告によるごみの持ち帰り呼びかけの開始 神奈川県循環型社会づくり計画の改訂 (計画期間H24～H33、事業計画期間H29～H33)
		29年	不法投棄監視カメラの増設(3台→4台)
		30年	かながわブラごみゼロ宣言の発表と関連事業の開始
令和元年		令和元年	河川でのドローンによるスカイパトロール開始 「神奈川県不法投棄の情報提供に関する協定」を改定 し不適正保管対策を追加、新たに3団体と締結 かながわブラごみゼロ宣言アクションプログラムの策定 (計画期間R2～R4)
		3年	スカイパトロールにスピーカー付きドローンを導入 LINE公式アカウント「かながわブラごみゼロ情報」開設 神奈川県循環型社会づくり計画の見直し、計画期間延長 (計画期間H24～R5)
		4年	神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例の改正 (名称が「神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正 処理の防止等に関する条例」に改まる)

LINE公式アカウント「かながわプラごみゼロ情報」を開設します！

～プラスチックごみ削減に関する情報を発信します～

2022年03月30日

記者発表資料



私たち一人ひとりの行動が、
未来につながる。
SDGs 未来都市 神奈川県

県では、2018年9月に「かながわプラごみゼロ宣言」を発表し、2030年までのできるだけ早期に、リサイクルされない、廃棄されるプラごみゼロを目指しています。

このたびLINE公式アカウント「かながわプラごみゼロ情報」を開設し、プラスチックごみ削減に関するイベント情報や事業者の取組、クリーン活動の情報などを発信していきます。

1 ご利用いただけるサービス

(1)プラごみゼロに関するお知らせやクリーン活動・イベント情報などの情報発信

【主な配信内容】

- ・クリーン活動の開催情報
- ・イベント（フォーラムや展示会など）の開催情報
- ・企業等のプラスチック削減の取組事例
- ・プラスチックごみ削減に関する最新動向

(2)県ウェブサイトおよび関連サイトへのリンク

(3)事業者のクリーン活動・イベントの主催予定および開催実績の報告

(4)県民等のクリーン活動・イベントへの参加実績の報告

(5)よくある質問に関するQ&A（チャットボット）



LINE上のメッセージの自動送信と返信、実績報告等の仕組みはトランスコスモス株式会社のサービス「DEC Connect」を活用。

2 開始日

令和4年3月30日（水曜日）

3 友だち追加方法

次の方法により、友だち追加が可能です。

(1)QRコードから

スマートフォン、タブレットで以下のQRコードを読み取って追加してください。



QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

(2)URLから

PC、スマートフォン、タブレットから以下のURLにアクセスして追加してください。

<https://lin.ee/EN5NJu1>

(3)LINEアプリの「検索」から

LINEアプリ「ホーム」の検索窓で、ID「**kanagawa-gomizero**」を入力し、公式アカウントからタップして追加してください。アイコンの画像はこちらです。



(県ホームページURL)

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/line_kanagawa-gomizero.html

《SDGsの推進について》

県では、持続可能な社会を目指すSDGsの具体的な取組として、深刻化するプラスチックによる海洋汚染問題に取り組んでいます。



問合せ先

環境農政局環境部資源循環推進課

課長 田中

電話 045-210-4170

課長代理 中川

電話 045-210-4171

このページに関するお問い合わせ先

環境農政局 環境部資源循環推進課

[環境農政局環境部資源循環推進課へのお問い合わせフォーム](#)

調整グループ

電話：045-210-4147

内線：4147

ファクシミリ：045-210-8847

このページの所管所属は**環境農政局 環境部資源循環推進課**です。

神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正理由

プラスチックごみによる海洋汚染問題への対応を契機として、プラスチック資源の循環推進の重要性がより一層高まっている。

このような状況を踏まえ、プラスチックに係る資源循環をより一層推進するため、県がプラスチックごみ対策を継続的に推進するための根拠規定や、事業者、県民の責務規定を追加するなど、所要の改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 条例の名称等の見直し

資源の循環的な利用等の推進に係る内容の拡充を図ることから、条例の名称を「神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」に改める。

併せて、条例の目的に「資源の循環的な利用等の推進」を追加する。

(2) 県の責務の追加

プラスチックをはじめとする資源の循環的な利用等の推進や美化活動の拡大等を図るため、次の責務を追加する。

- ・プラスチック資源循環推進等計画の策定
- ・事業者、県民及び市町村と連携した美化活動の推進
- ・環境教育の推進

(3) 事業者及び県民の責務の追加等

ア 地域における美化活動への協力

事業者や県民の責務として、県及び市町村が実施する美化活動の推進に関する施策への協力について追加する。

イ ポイ捨て禁止規定に係る例示記載の見直し及び廃棄物の散乱防止

ポイ捨て禁止の対象とするごみの例示として、空き缶、空き瓶等に加えて、「ペットボトル、食品の容器包装、プラスチック製買物袋」を追加するとともに、ごみを捨てる際の廃棄物の散乱防止に関する規定を追加する。

(4) 産業廃棄物の保管場所の届出の適用除外の拡大

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項の認定（親子会社認定）を受けた複数の事業者が一体として処理を行う場合は、当該産業廃棄物の保管場所については、条例に基づく産業廃棄物の保管場所の届出を不要とする。

3 施行日

公布日（令和4年7月29日）施行。ただし、2(4)の改正は、令和4年8月1日施行。

令和4年度神奈川県環境保全功労者、神奈川県自然保護功労者、神奈川県美化運動推進功労者及び神奈川県環境整備功労者表彰の受賞者を決定

2022年11月09日

記者発表資料

(相模原市同時発表)

県では、公害防止に関する普及啓発活動や環境保全活動等を促進するため、「神奈川県環境保全功労者」を、自然保護の推進やその意識の高揚に資するため、「神奈川県自然保護功労者」を、地域における美化活動、廃棄物の適正な処理や循環型社会の形成を促進するため、「神奈川県美化運動推進功労者」及び「神奈川県環境整備功労者」を表彰しています。このたび、本年度の受賞者が決定しましたので、お知らせします。なお、会場においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じております。

1 表彰の内容

// 環境保全（大気・水・土壌関係）功労者（平成21年度から実施）

- 多年にわたり公害防止に関する活動、普及啓発活動等を行い、大気・水・土壌環境の保全に顕著な功績をあげたもの

// 自然保護功労者（昭和54年度から実施）

- みどりの保全と創造、自然公園の保全、野生鳥獣の保護など良好な環境の確保あるいはその思想の普及啓発に努め、優れた功績をあげたもの

// 美化運動推進功労者（昭和38年度から実施）

- 多年にわたり美化運動の指導啓発や広報活動、清掃活動、花いっぱい活動等を行い、その業績又は功労が顕著で他の模範になるもの

// 環境整備功労者（昭和54年度から実施）

- 多年にわたり廃棄物の処理、清掃、その他環境の整備に努め、その業績又は功労が顕著で他の模範になるもの
- 廃棄物等の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）など循環型社会形成の推進に努めたもの

2 表彰件数

- (1) 環境保全功労者 1件（団体1者）
- (2) 自然保護功労者 4件（個人4名）
- (3) 美化運動推進功労者 29件（個人14名、団体15者）
- (4) 環境整備功労者 34件（個人34名）

3 表彰式

日時 令和4年11月16日（水曜日）午後2時から午後3時15分まで

場所 神奈川県庁本庁舎3階大会議場

- 取材は自由です。当日直接会場にお越しいただき、受付にてお申し出ください。

[別紙受賞者一覧 \(PDF : 511KB\) \(別ウィンドウで開きます\)](#)

問合せ先

(環境保全功労者表彰について)

神奈川県環境農政局環境部大気水質課

課長 関 電話045-210-4120

副課長 望月 電話045-210-4185

(自然保護功労者表彰について)

神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課

課長 羽太 電話045-210-4301

調整グループ 加藤 電話045-210-4306

(美化運動推進功労者及び環境整備功労者表彰について)

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課

課長 矢板 電話045-210-4170

調整グループ 奈良 電話045-210-4147

このページに関するお問い合わせ先

[環境農政局 環境部資源循環推進課](#)

[環境農政局環境部資源循環推進課へのお問い合わせフォーム](#)

調整グループ

内線 : 4147

[環境農政局 環境部大気水質課](#)

[環境農政局環境部大気水質課へのお問い合わせフォーム](#)

調整グループ

内線 : 4107

[環境農政局 緑政部自然環境保全課](#)

[環境農政局緑政部自然環境保全課へのお問い合わせフォーム](#)

調整グループ

内線 : 4306

このページの所管所属は[環境農政局 環境部資源循環推進課](#)です。

かながわクリーンアクティブ・ オンラインフォーラム

2023年

1月31日 火 14:00-16:00

Zoomによるオンライン開催

参加
無料

第一部

神奈川県、各クリーン活動実施団体の取組紹介

- ・クリーン活動の拡大に関する取組等の紹介
講演者：神奈川県職員
- ・海岸におけるクリーン活動実施団体の取組紹介
講演者：公益財団法人かながわ海岸美化財団
- ・河川におけるクリーン活動実施団体の取組紹介
講演者：桂川・相模川流域協議会（兼さむかわエコネット）
- ・街中におけるクリーン活動実施団体の取組紹介
講演者：クリーンよこすか市民の会

第二部

神奈川県、各クリーン活動実施団体による パネルディスカッション

オンラインフォーラム 参加申し込み方法

○ Web申し込みフォーム又は2次元コードからお申し込みください。

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=45014

申し込み期限：2023年1月29日（日）

お問い合わせ先

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課
TEL：045-210-4154

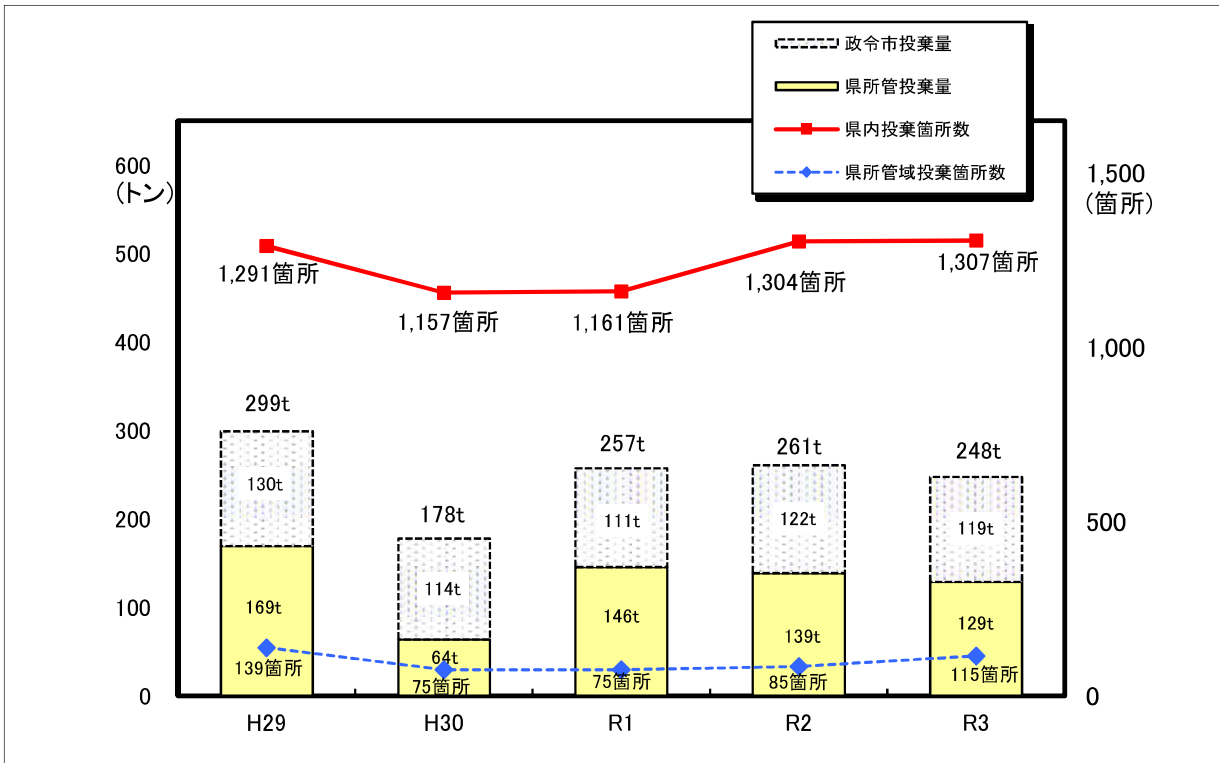


神奈川県内における不法投棄箇所・投棄量（県全域）

参考資料 6

→年度末の特定の1か月内に投棄を把握したものについての実績

政令市以外のものは、不法投棄市町村合同パトロールにて把握した実績



(t)

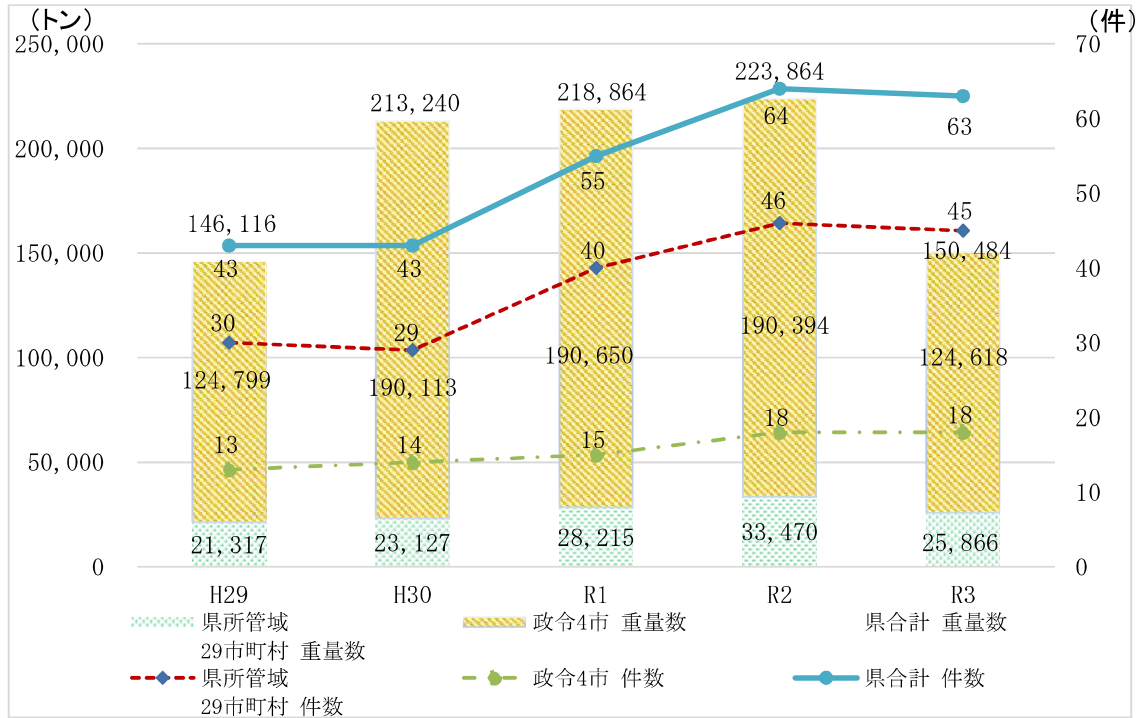
年度		H29	H30	R1	R2	R3
横三	箇所数	12	7	13	12	24
	重量数	128.32	14.52	101.77	83.47	84.08
県央	箇所数	37	30	28	30	30(※)
	重量数	13.42	13.83	17.41	13.02	13.02(※)
湘南	箇所数	58	22	18	22	37
	重量数	19.08	25.53	17.24	26.61	30.36
県西	箇所数	32	16	16	21	24
	重量数	8.48	10.01	9.7	15.8	1.29
県所管合計	箇所数	139	75	75	85	115
	重量数	169.3	63.89	146.12	138.93	128.75
政令4市合計	箇所数	1,152	1,082	1,086	1,219	1,192
	重量数	129.89	114	111.11	121.78	118.87
県合計	箇所数	1,291	1,157	1,161	1,304	1,307
	重量数	299.19	177.89	257.23	260.71	247.62

※ 管内市町村と調整の中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から調査をしなかったため、参考値として令和2年度の調査結果を記載している。

不法投棄事案 検挙数 (※)	217件 263人	128件 136人	103件 124人	137件 151人	120件 123人
-------------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

※県警察

神奈川県内における不法投棄等残存量（県全域）
 →10トン以上の大規模不法投棄及び不適正保管の件数及び量



(t)

年 度		H29	H30	R1	R2	R3
県所管域 29市町村	件数	30	29	40	46	45
	重量数	21,317	23,127	28,215	33,470	25,866
政令4市	件数	13	14	15	18	18
	重量数	124,799	190,113	190,650	190,394	124,618
県合計	件数	43	43	55	64	63
	重量数	146,116	213,240	218,864	223,864	150,484

神奈川県主催



かながわプラごみ
ゼロ宣言



私たち一人ひとりの行動が、
未来につながる。
SDGs 未来都市 神奈川県

参考資料 7

神奈川県ワンウェイプラ削減 オンラインフォーラム

実施日時

令和 5 年 1 月 31 日 (火)

午前 10 時～12 時

Zoom によるオンライン開催

参加
無料

事前
申込制

第 1 部

ワンウェイ(使い捨て)プラ削減の取組事例発表

行政：神奈川県

プラスチック代替素材メーカー：株式会社カネカ

小売業：株式会社ファミリーマート

宿泊業：富士屋ホテル株式会社

大学生の活動：神奈川工科大学

学生 E C O 推進チーム「みどり」

第 2 部

意見交換 (定員は先着 100 名 傍聴は人数上限なし)

発表者と参加者の皆様が、少人数のグループに分かれて情報共有や意見交換を行います。様々な視点から、ワンウェイプラ削減に向けて課題解決のヒントを見つけましょう！

参加申込方法

○Web 申込フォーム ↓ 又は二次元コード → からお申込みください。

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=45007



申込期限：令和 5 年 1 月 29 日 (日)

問合せ先：神奈川県環境農政局環境部 資源循環推進課
調整グループ 電話：045-210-4147

ペットボトルの水平リサイクルに対応可能な産業廃棄物処理業者の情報を県ホームページに掲載します！

2022年12月26日

記者発表資料



私たち一人ひとりの行動が、
未来につながる。
SDGs 未来都市 神奈川県

県は、プラスチックが資源として循環する社会を目指し、ペットボトルをペットボトルに繰り返し再生する水平リサイクルの取組を進めています。

このたび、産業廃棄物として排出される使用済みペットボトルの水平リサイクルに対応可能な産業廃棄物処理業者の情報を、県ホームページに掲載することとしましたのでお知らせします。

1 取組の目的

ペットボトルの水平リサイクルは、資源循環と温室効果ガスの削減の双方に資する取組ですが、使用済みペットボトルの排出事業者が水平リサイクルを希望しても、それに対応できる産業廃棄物処理業者がすぐに分からないことが課題となっています。そこで、県が対応可能な処理業者の情報をホームページに掲載することとしました。

2 掲載する処理業者の概要

掲載する処理業者は、次の(1)及び(2)のいずれも可能として応募があった処理業者です。水平リサイクルの実施については、処理業者の提示する条件に適合する必要があります。

(1)神奈川県内で産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分量の許可を受け、ペットボトル水平リサイクルのための収集運搬又は中間処理ができること。

(2)神奈川県内の排出事業者から、産業廃棄物として排出するペットボトルをペットボトル原料に水平リサイクルしてもらいたい旨の依頼があった場合に、対応可能な条件を提示し、それに適合する場合には水平リサイクルに対応できること。

3 掲載するホームページ

処理業者の連絡先や受入条件などの詳細情報は、次のホームページに掲載します。

県ホームページ「ペットボトル水平リサイクル対応産業廃棄物処理業者について」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/btob-recycle-boshu.html>

なお、同ホームページで、引き続き対応可能な処理業者を募集します。

4 ペットボトル水平リサイクル対応可能処理業者一覧

事業者名（五十音順）	対応可能な回収エリア
神奈川県環境開発株式会社	県央地域、湘南地域
株式会社カネダ	県全域
三誠企業株式会社	横浜地域

株式会社春秋商事	横浜地域
都市環境サービス株式会社	県全域
日本ダスト株式会社	川崎地域、湘南地域
ベストトレーディング株式会社	県央地域
株式会社マルコ	横浜地域、川崎地域、横須賀・三浦地域、湘南地域
リネックス有限会社	県全域

ホームページでは、各処理業者の連絡先等詳細を記載した名簿をダウンロードできます。

《SDGsの推進について》

県では、持続可能な社会を目指すSDGsの具体的な取組として、深刻化するプラスチックによる海洋汚染問題に取り組んでいます。



問合せ先

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課

課長 矢板

電話 045-210-4170

課長代理 寺下

電話 045-210-4172

このページに関するお問い合わせ先

[環境農政局 環境部資源循環推進課](#)

[環境農政局環境部資源循環推進課へのお問い合わせフォーム](#)

調整グループ

電話：045-210-4147

内線：4147

ファクシミリ：045-210-8847

このページの所管所属は[環境農政局 環境部資源循環推進課](#)です。

プラスチックごみの削減に向けた啓発を、県内イオン・イオンスタイル店舗で実施します！

2022年06月01日

記者発表資料



私たち一人ひとりの行動が、
未来につながる。
SDGs 未来都市 神奈川県

県では、2018年9月に「かながわプラごみゼロ宣言」を発表し、2030年までのできるだけ早期に、リサイクルされない、廃棄されるプラごみゼロを目指しています。このたび包括提携協定を締結しているイオン株式会社との取組の一環として、県内で総合スーパーを運営するイオンリテール株式会社南関東カンパニーと、6月の環境月間に合わせてプラスチックごみの削減に向けた啓発を実施します。

1 実施内容

- (1)県内イオン・イオンスタイル17店舗において、「かながわプラごみゼロ宣言」のロゴマークがデザインされた神奈川県限定マイバスケット（注記）が販売されます。
- (2)プラスチックごみ削減を啓発する県作成ポスターを協力店舗内に掲示します。

【神奈川県限定マイバスケット】



【県作成啓発ポスター】

神奈川県

かながわプラごみ ゼロ宣言

クジラからのメッセージ

2018年夏、鎌倉市由比ガ浜でシロナガスクジラの赤ちゃんが打ち上げられ、胃の中からプラスチックごみが発見されました。

神奈川県は、これを「クジラからのメッセージ」として受け止め、持続可能な社会を目指すSDGsの具体的な取組として、深刻化する海洋汚染、特にマイクロプラスチック問題に取り組みます。

2030年までのできるだけ早期に、リサイクルされない、廃棄されるプラごみゼロを目指します。

LINE公式アカウント「かながわプラごみゼロ情報」で情報を発信しています！

プラごみゼロの輪を広げましょう。
「友だち追加」をお願いします！

@kanagawa-gomizero

問合せ先 ▶ 神奈川県 環境農政局 環境部 資源循環推進課 電話 045-210-4147(直通)

(注記)マイバスケットとは

購入した商品を、かごに入れたまま持ち帰ることができる「お持ち帰り専用かご」です。会計後に買物袋へ詰め替える手間が無いほか、レジ袋の削減にもつながります。バスケットそのものにも、サトウキビを原料としたバイオマス素材を配合し、環境に配慮しています。

2 実施場所及び期間

(1)実施店舗数

- 県内イオン・イオスタイル17店舗
- ・イオスタイル新百合ヶ丘（川崎市麻生区）
 - ・イオスタイル上麻生（川崎市麻生区）
 - ・イオン橋本店（相模原市緑区）
 - ・イオン相模原店（相模原市南区）
 - ・イオン久里浜店（横須賀市）
 - ・イオスタイル横須賀（横須賀市）
 - ・イオン藤沢店（藤沢市）
 - ・イオスタイル湘南茅ヶ崎（茅ヶ崎市）
 - ・イオン茅ヶ崎中央店（茅ヶ崎市）
 - ・イオン秦野店（秦野市）
 - ・イオン厚木店（厚木市）
 - ・イオスタイルつきみ野（大和市）

- ・イオン大和店（大和市）
- ・イオン大和鶴間店（大和市）
- ・イオン伊勢原店（伊勢原市）
- ・イオン海老名店（海老名市）
- ・イオンスタイル座間（座間市）

(2)マイバスケット総販売個数

1,250個（無くなり次第終了となります。）

(3)実施期間

令和4年6月1日（水曜日）から6月30日（木曜日）まで

《県とイオン株式会社との包括提携協定について》

県とイオン株式会社は、平成23年10月に「連携と協力に関する包括提携協定」を締結し、連携して地域活性化や県民サービスの向上に向けた取組を進めています。

《SDGsの推進について》

県では、持続可能な社会を目指すSDGsの具体的な取組として、深刻化するプラスチックによる海洋汚染問題に取り組んでいます。



問合せ先

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課
 課長 矢板
 電話 045-210-4170
 調整グループ 奈良
 電話 045-210-4147

このページに関するお問い合わせ先

[環境農政局 環境部資源循環推進課](#)
[環境農政局環境部資源循環推進課へのお問い合わせフォーム](#)
 調整グループ
 電話：045-210-4147
 内線：4147
 ファクシミリ：045-210-8847

このページの所管所属は[環境農政局 環境部資源循環推進課](#)です。

神奈川県美しい環境づくり推進協議会の今後の在り方について

1 設置年月日

昭和 56 年 6 月 1 日

2 設立の経緯

神奈川県における美化運動は、昭和 39 年に東京オリンピックが開催されることを契機に、昭和 37 年に、県に美化運動推進本部を、市町村に美化運動実施本部を設置し、県民自らによる積極的な実践活動を通して、美しい県土を作っていくという、県民運動としてスタートした。

その後、昭和 56 年に「神奈川県美化運動推進協議会」を設置し、平成 9 年に「神奈川県美しい環境づくり推進協議会」として改組した。

3 本協議会の活動について

本協議会は、年 1 回の会議のなかで、関係団体の美化活動について、報告や委員からのご意見をいただきながら、施策への反映を図ってきた。

（政策に反映した意見の例）

- ・海岸等におけるゴミの持ち帰り呼びかけの強化
- ・美化活動の P R のため、県・市町・団体の各ホームページの充実
- ・清掃ボランティア参加者数の増加に向けた取組の P R 等

4 美化活動の現状と課題について

○本協議会の設立以降、行政・民間・地域団体などが主体となって県内各地で「かながわクリーン運動」が展開されるなど、美化活動の取組は定着してきた。

○一方で、近年、海洋プラスチック汚染が社会問題となっており、地域の環境美化の視点のみならず、より広域的な視点のもとで不法投棄の防止やゴミの回収を一層進めることが求められている。

5 今後の予定

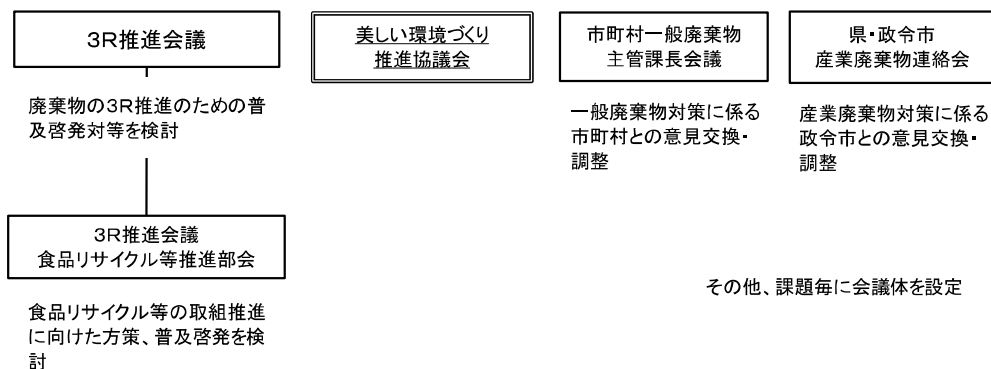
河川清掃に率先して取組む団体など、より多様な主体と連携しながら、「かながわクリーン運動」を一層発展させていくため、令和 2 年度末を目途に本協議会の今後の在り方について検討を進める。

その際、「神奈川県循環型社会づくり計画」を推進するための他の会議体（かながわ 3 R 推進会議 等）との関係性についても改めて整理する。

【参考】「美しい環境づくり推進協議会」と他の会議体との関係性について

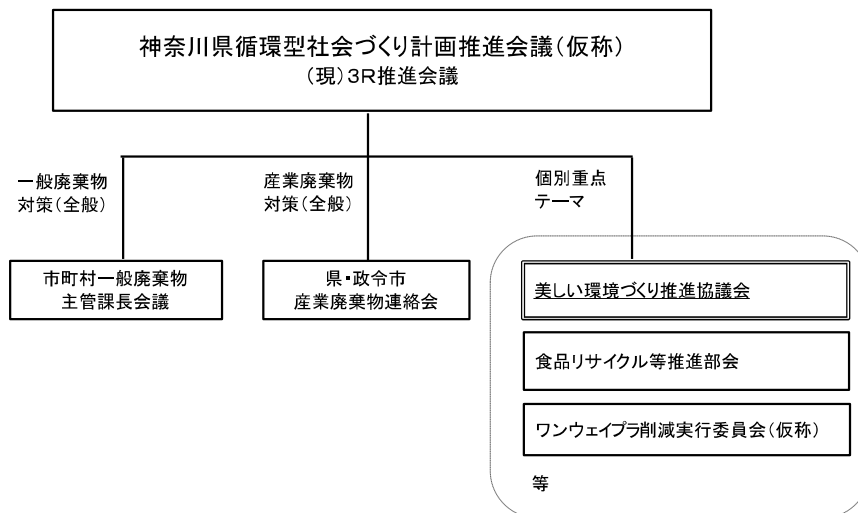
1 現況

テーマ毎に様々な会議体を設置しているが、個々の会議体の関係性が必ずしも明確になっていない。



2 将来（令和3年度以降）の関係整理のイメージ

現在の「3R推進会議」を改組し、「神奈川県循環型社会づくり計画」の推進母体としての役割を明確化したうえで、「美しい環境づくり推進協議会」は、個別重点テーマ（不法投棄を許さない地域環境づくり、海岸美化等の推進等）を所掌する会議として位置づける。



※神奈川県循環型社会づくり計画は、①資源循環の推進、②適正処理の推進、③災害廃棄物対策を3本柱としており、上記の不法投棄を許さない地域環境づくり、海岸美化等の推進は②適正処理の推進に含まれる。

※個別重点テーマを所管する会議の議選委員及び公募委員は、循環型社会づくり計画推進会議（仮称）に移行する。

※神奈川県都市清掃協議会、神奈川県町村清掃協議会は、3R推進協議会の構成員にもなっている。

神奈川県美しい環境づくり推進協議会 構成員入れ替えイメージ

<現在>

No	要綱上の区分	団体等名
1	市町村 関係職員	神奈川県都市清掃行政協議会
2		神奈川県町村清掃行政協議会
3		公益財団法人かながわ海岸美化財団
4		湘南海岸をきれいにする会
5	関係団体 役職員	一般社団法人神奈川県バス協会
6		小田急電鉄株式会社
7		一般社団法人神奈川県経営者協会
8		スチール缶リサイクル協会
9		株式会社神奈川新聞社
10		公募委員
11		
12	その他	神奈川県議会議員
13		神奈川県議会議員
14	会長	神奈川県環境農政局環境部長



<新(令和5年6月)>

No	要綱上の区分	団体等名	備考
1	市町村 関係職員	神奈川県都市清掃行政協議会	
2		神奈川県町村清掃行政協議会	
3		公益財団法人かながわ海岸美化財団	海岸のクリーン活動実施団体
4		湘南海岸をきれいにする会	海岸のクリーン活動実施団体
5	関係団体 役職員	一般社団法人神奈川県バス協会	かながわプラごみゼロ宣言賛同企業等
6		小田急電鉄株式会社	かながわプラごみゼロ宣言賛同企業等
7		新たに委嘱する団体 (候補)	
8		・河川のクリーン活動実施団体 ・山のクリーン活動実施団体 ・街中のクリーン活動実施団体 ・かながわプラごみゼロ宣言賛同企業等	
9			
10			
11		公募委員	令和5年度に新たに公募する。
12			
13	その他	神奈川県議会議員	
14		神奈川県議会議員	
15	会長	神奈川県環境農政局環境部長	充て職